

りそなビジネスダイレクトをご利用のお客さまへ

株式会社埼玉りそな銀行

りそなビジネスダイレクトあんしん補償の補償対象等の変更について (2014 年 7 月 7 日(月)実施)

平素は「りそなビジネスダイレクト」をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2005 年より、「りそなビジネスダイレクト」をご利用のお客さまが第三者に「りそなビジネスダイレクト」を不正に使用された場合に発生した損害を補償する「りそなビジネスダイレクトあんしん補償」をご提供しております。

最近発生している不正取引は、これまで安全性が高いとされていた電子証明書をご利用のお客さまからも発生している状況です。

不正取引を防ぐためには、お客さまにコンピュータウィルスに感染しない自衛手段をとっていただくことが重要となります。

このような事態に対応するため、2014 年 7 月 7 日(月)より「りそなビジネスダイレクトあんしん補償」の補償対象と補償限度額を下記の通り変更させていただきます。

既存のご契約のお客さまについてはご利用いただいているご契約内容に基づき下記の補償内容に変更されますので、補償に関して特にお手続きいただく必要はございませんが、ウィルス対策ソフトを導入されていない場合や、導入されていても最新の状態に更新されていない場合には、補償の対象とはなりませんので、改めて貴社の導入状況をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【現行】

ご利用条件	補償限度額
電子証明書・ワンタイムパスワードどちらか・もしくは両方の利用有り	5,000万円
電子証明書・ワンタイムパスワード利用無し	3,000万円



【変更後】

前提: ウィルス対策ソフト導入し、最新の状態に更新

ご利用条件	補償限度額
当社が指定するセキュリティ対策(★)のうち、いずれかを実施いただいているお客さま	5,000万円
上記以外	1,000万円

(★)①ワンタイムパスワードのご契約
②都度振込の当日扱いのご契約が無い

＜補償の対象とならない主な場合＞

- ・ ウィルス対策ソフトを導入されていない場合、導入されていても最新の状態に更新されていない場合(今回追加)
- ・ 実際に資金が不正に振込まれた日の翌日から 10 日以内に銀行へ事故のお届けをいただけなかった場合
- ・ 電子メールアドレス、ご住所、お名前等の変更に係る当社所定の手続が行われていない場合
- ・ お客さまが日本国外にお住まい、または日本国外で利用している場合
- ・ お客さまの故意または重大な過失によって生じた損害の場合
- ・ お客さまの社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害の場合
- ・ 警察に被害届をお出しいただいていない場合
- ・ 被害調査にご協力いただけない場合
- ・ 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合

なお、ウィルス対策ソフトを導入し、最新の状態に更新いただいていることが前提となりますが、別途ご案内しておりますとおり、2014 年 6 月 2 日(月)から、ワンタイムパスワードをご利用でないお客さまの当日扱いの都度指定振込を一時利用停止とさせていただきます。

ワンタイムパスワードをご利用されているお客さまや、当日扱いの都度指定振込のご利用がないお客さまにつきましては、上記＜補償の対象とならない主な場合＞に該当しない限り、従来どおり 5,000 万円の補償限度額となります。

以 上